政　令

金融商品取引法施行令及び公認会計士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年四月六日

内閣総理大臣　菅　　直人

政令第九十六号

金融商品取引法施行令及び公認会計士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第二号ハ及び第四項第二号ハ並びに第百九十三条の二第一項第一号並びに公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の三十五第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の六中「に該当するものであつた有価証券及び」を「及び第二条の十二に規定する場合に該当するものであつた有価証券並びに」に改める。

第一条の七の三第七号ロ中「外国法人を含む」の下に「。以下この号において同じ」を加える。

第一条の八の三中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　その売付け勧誘等の際にその売付け勧誘等が第二条の十二に規定する場合に該当するものであつた有価証券

第三十五条第二項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　法第二条第一項第十四号に規定する受益証券発行信託の受益証券（外国の者が発行者であるものに限る。）

（公認会計士法施行令の一部改正）

第二条　公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　金融商品取引法第二条第一項第十四号に規定する受益証券発行信託の受益証券（外国の者が発行者であるものに限る。）

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の金融商品取引法施行令第一条の六及び第一条の八の三の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する取得勧誘（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）又は売付け勧誘等（同法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に開始した取得勧誘又は売付け勧誘等については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　菅　　直人

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年四月六日

内閣総理大臣　菅　　直人

政令第九十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条第二項第二号及び第三号並びに第十八条第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二第一号中「及び地中海海域」を「、地中海海域及び拡大カリブ海域」に改め、同表備考第一号及び第二号中「地中海海域」の下に「、拡大カリブ海域」を加え、同表備考中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　この表において「拡大カリブ海域」とは、北緯三十度西経七十七度三十分の点から陸岸まで二七〇度に引いた線、同点、北緯二十度西経五十九度の点、北緯七度二十分西経五十度の点及びフランス領ギアナの陸岸の東端を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

別表第三備考第一号ハ中「別表第二の二備考第八号」を「別表第二の二備考第九号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　別表第二の二備考第八号に規定する拡大カリブ海域

別表第三備考第二号ニを同号ホとし、同号ハ中「別表第二の二備考第八号」を「別表第二の二備考第九号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　別表第二の二備考第八号に規定する拡大カリブ海域

附　則

この政令は、平成二十三年五月一日から施行する。

国土交通大臣　大畠　章宏

内閣総理大臣　菅　　直人

府　令

○内閣府令第十九号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条及び第四条の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年四月六日　　内閣総理大臣　菅　　直人

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二十三号中「以下この号及び次号」を「ロ及び第二十四号」に改め、ハを削り、同号の次に次の一号を加える。

二十三の二　次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。第二十三条第六号において同じ。）